

令和3年 第10回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和3年10月25日(月) 午後1時29分～午後3時17分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について

日程第 7 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第6号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和3年第10回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、1番上原正孝委員・16番上原見徳委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和3年9月27日開催の第9回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、5条関係11件につきまして、令和3年10月18日付で許可書を交付しました。

農地転用協議申出書についてでございますが、安中市観光経済課より1件、3筆の届出がありましたので、ご報告いたします。

令和3年6月16日許可となりました営農型太陽光一時転用申請2件につきまして、申請許可時の栽培作物をキノコからブルーベリーに変更したいとの届出がありましたので、ご報告いたします。

第7回常設審議委員会が10月18日に前橋市のJAビルで開催され、竹内会長が出席しました。

令和3年度農業者年金加入推進特別研修会が10月20日に市役所第1相談室でオンライン開催され、森泉委員、大沢委員、上原恵美子委員が参加しました。報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

併せて、事前現地調査の概要について説明願います。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年10月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

13番。

13番委員 13番です。議案第1号、農地法第3条の規定による申請の2番ですが、これは農地付き空き家に出ていたものが成立したものでありまして、都会の8人のグループがこの畑を取得しまして耕作するということでありまして、国道18号旧道の近くにも公の駐車場がありまして、長時間車を駐めて農作業ができる環境にありますので、特に問題がないと思われまますので、審査の参考にしてください。

議長 ほかにございますか。

16番。

16番委員 16番です。議案第1号、農地法第3条の3番であります。これは先月、今回の渡し人のほうが譲り受けた土地、先月受けた土地で、てっきりそのときは農業をする農地として使うのかと思ったら、今回このような地上権設定で営農型の太陽光ということで来ております。場所的には周りに特に耕作放棄というわけではないのですけれども、農地として使っているところが周りには特にないのですけれども、西側と南側にずっと道がありまして、その角が狭い道でカーブがきついと。また、畝にもフェンスを建てるようになっておりますが、ここをぎりぎりまでやってもらおうと道が通りづらくなったり、またちょっと大きめの車が通れなくなってしまうようなこともあるので、その辺だけ注意していただいてやってもらえれば問題ないかなと思います。参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第3条の1番ですが、これ譲渡人は〇〇という、ちょっとこの場所からは遠いところで、今度は譲受人は本当に歩いて二、三分のところでありまして、これ管理が行き届くのだと思いますので、大丈夫だと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に1番から3番の3件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年10月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の4件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法4条の2番、3番、4番に対して説明させていただきます。

まず、2番ですが、こちら今〇〇川〇〇川の〇〇のスーパー堤防化をしている中で、ここが調べていったら農地転用されていないでカーポートが建っていたということが判明して、原状回復のための申請になります。周りは自分の土地と自分の畑ですので、周辺への影響はないと考えられます。

続きまして、3番の案件ですが、こちら周りは自分の自宅になりまして、周辺農地への影響はないと考えられます。

続きまして、4番ですが、こちら周りは全て宅地で、周辺に農地はありません。また、これ5条の9番との絡みもありますが、始末書が出ているとおりで、周辺農地への影響はないと考えられます。

以上、参考によろしくお願いします。

17番委員 では、17番から説明させていただきます。

農地法4条の1番についてなのですが、これについては、耕作の場所はちょっと狭いのですが、北側斜面で既にもう山林化してあります。それなので、

下の農地もこの一帯が全部小さい農地になっているのですけれども、全部山林化しておりまして、ほかの用地については問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかにございませんか。

委 員 なし。

議 長 ただいま意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、以上合計4件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

併せて、事前現地調査の概要についても説明願ひます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願ひたい。

令和3年10月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、10月20日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査の結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和3年10月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから5ページ記載の24件及び議案書6ページ記載の計画変更2件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方は願ひします。

5番。

5番委員 5番です。第5条のまず幾つかあるのですが、3番、4番、5番、6番、19番、20番です。

まず、3番ですが、これは近くで、いわゆる〇〇、それをやっている工場があるのですが、その資材置場が現在幹線市道に接して造ってあります。その西側に拡張、増設したいということで出ているもので、特に周辺への農地は、周辺も宅地化で進んでおるのですが、影響はないと思います。

4番も同じような目的で資材置場なんかに使いたいということです。4番は先ほどの3番の1枚畑を挟んだ、より工場に近い場所なのです。ここも住宅なりが増えてきているところで、別段農地への影響はないと思います。

5番は、これは住宅用地として使いたいということなのですが、これが一番工場に近いところです。創業者の〇〇さんの居宅を建てたいということであります。現在は全く耕作されていない土地です。西側にも住宅ですし、南側も住宅ですし、あと隣接する形で今ある工場の駐車場に面した場所で、特にこれも問題ないと思います。

6番は、〇〇という集落があるのですが、その集落、昔からの集落の北側に位置しておりまして、最近住宅が何軒かできております。その一角であります。これも特に問題ないと思います。

続いて、19番ですが、この農地は、現在耕作されていない土地です。周辺も耕作されている土地はありません。南と北は住宅です。これも特に問題ないと思われま

す。20番は、〇〇へ通ずる県道の北側のちょっとしたくぼ地なのですが、県道から少し離れたのですが、くぼ地です。南側は一部墓地があります。これも周辺への影響等、特に問題がないと思われま

す。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の関係の7番、12番、16番です。

まず、7番です。これは以前周辺の土地が建売分譲用地で申請出ていたところでありまして、住宅地ということで、周りが住宅にかかっている、その中のまず道路用地ということで、これ問題ないと思います。

12番です。これは自分の〇〇、〇〇の住宅ということで、これ場所は3種農地でありまして、中山道の旧道の関係の周りが住宅化しておりまして、これも

問題ないと思います。

16番です。これも3種農地で、この周りが住宅が出入口入りまして囲まれていて、その奥の一角でありまして、これも問題ないかと思われまますので、審議の参考にしてください。

議長 ほかにごございますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の25番でございます。

これは、〇〇の信号から上のほうへ行ったところでございまして、駐車場用地ということで、倉庫の間に駐車場を造りたいという案件でございます。周りの農地に与える影響もないと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長 ほかにごございますか。

11番。

11番委員 11番です。3号5条の17番です。

この土地は、〇〇東入り口から500mぐらい市街地に入ったところで、道路から10mぐらい南に下がった土地なのです。住宅地の中の1点であり、周りは全て住宅ということで、3種ということで特に問題はないと思われまますので、参考にしてください。

以上です。

議長 2番。

2番委員 2番です。第5条の関係ですが、9番、10番、13番、14番、24番であります。9番から説明させていただきます。

こちら4条の4番との絡みのものなのですが、周辺は全て宅地であり、周辺農地への影響はないと考えます。

続きまして、10番ですが、こちらも市街化が進んでいる地域でありまして、周辺は全て宅地に囲まれております。周辺農地への影響はないと考えられます。

続きまして、13番です。こちらも安中市内で、周辺は全て宅地になります。周辺農地への影響はないと考えられます。

続きまして、14番ですが、こちらも周辺全て宅地になります。周辺農地への影響はないと考えられます。

続きまして、24番です。こちらは、変更がこの後の工事の変更の2番に関わってきますが、一度許可されている案件でありまして、やはりこちらも周辺は

全て宅地になっておりまして、周辺農地への影響はないと考えられます。

以上、審議のほどをお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条の15番になります。こちらは、〇〇さんのために農地転用をしてそこに家を造るという案件でございます。周りは畑なのですけれども、県道のほうから入り口を新しく、隣のうちの宅地を買って、そこから入り口にするということですので、周りに与える影響はないというふうに考えます。ただ、入り口だけが心配になってくるので、それだけは確認してきましたので、大丈夫かなというふうに思われますので、審議の参考にしてください。

議長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の11番並びに23番です。

11番の件につきましては、これは〇〇の物件でございまして、〇〇の駐車場用地ということで、東側につきましては工場の敷地になっております。西側、北側につきましては、その工場の従業員の駐車場ということで、周り全て囲まれているので、周辺農地には影響なかろうかと思えます。審議の参考をお願いします。

23番につきましては、〇〇の物件でございます。東側に今回の受け人の事務所兼駐車場、その西側に隣接している農地でございまして、南側及び西側、北側を公道ということで、その受け人の車庫、物置、駐車場ということで、農地区分としては3種農地でありますので、特に問題はないかと思えます。審議の参考によろしくをお願いいたします。

以上です。

議長 15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法5条の関係の申請です。2番、18番、21番、22番になります。

まず、2番のほうから。通路の一時転用の申請でございますが、周りに耕作している田畑はありません。山の中なのですけれども、上にお墓がありまして、それへ行く細い道が1本通っているだけなので、大型トラックとか入れないので、通路用地で申請が出ているのだと思います。特に耕作には影響はなさそう

なので、問題はないと思います。

それと、次は18番が、北側が道、東側も道、南側が6、7mの段差が土手がありまして、孤立しているというか周りに耕作しているところはなく、特に耕作の影響も出ないと思いますので、問題はないと思います。

それと、21番が一時転用の黒土の採取事業用地ということで、そこにも書いてありますが、使用後は残土1.5mを入れるということらしいのですが、これも出どころが何かはっきりしているみたいなので、問題はなからうかと思えます。ちなみに、周りは耕作は全然していなくて、NHKの「青天を衝け」でしたか、あの近くの草ぼうぼうのところ一帯がそこになります。

続いて、22番です。22番はここも西と東が道に挟まれまして、北側がもう太陽光ができています。南側が森林というか雑種地になってしまっていて、耕作しているところはどこにもありません。特に問題はないと思います。

以上ですが、ひとつ参考にしていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から。

5条関係の1番です。この土地については駐車場用地なのですが、〇〇の南の入り口のところから市道、バイパスがあるので、その西側のところなのですが、問題はないのですけれども、西側に宅地、北側も宅地、ちょうどその道の間には挟まれた今耕作放棄地になっている場所で、ほかの農地には問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から8番の8件、2班に9番から17番の9件、併せて計画変更1番の計10件、3班に18番から26番の9件、併せて計画変更2番の計10件、以上合計28件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2 : 1 0)

(書類審査)

(再開午後 2 : 3 2)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法3条関係の2番と3番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第1号2番の案件申請者から説明を求めます。

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

2番申請者 行政書士の〇〇と申します。今回、〇〇の空き家バンクに絡む3条申請を行いました。よろしくお願いします。

2番申請者 こんにちは。このたび登録空き家の3条許可申請というところでして、私が不動産業者の〇〇と申します。今回、この登録空き家の担当業者でございまして、弊社のほうで仲介させていただいておりますので、本日参加する運びとなりました。よろしくお願いします。

安中市の空き家バンクに登録されている物件に付随して指定された農地、売買の対象物件になっていきますので、それを3条許可申請で今回行いました。買主が今回8名いらっしゃるのですけれども、この8名というのが、いわゆるオンラインサロンというインターネットで顔を見合せながら情報交換をし合う、そういったような関係性の方たちです。皆さん群馬県外の方で、ちょっとアクセスしやすいところに、そういった比較的空気のいいところで建物、そこに来たりして農地を、何か農作物を作ったりして、そういうことができればいいよねというので、今回買主たちの条件に合うような物件が安中市のこの空き家バンクで見つかりまして、今回申請に至りました。8名いらっしゃるのですけれども、この8名の取りまとめ役が〇〇さんという方でして、この方、〇〇に住んでいらっしゃいます。この方が移住をしないと、そういった形で話を進めております。

実際の空き家の物件の状態なのですけれども、大分老朽化しています。ただ、購入した後にリフォームをしてちゃんと住めるような状態にするというので、計画はして動いております。あと、申請地、この3条の今回の申請地なのです

けれども、この空き家の物件から比較的近いところにありまして、ここに来ればそのままいろいろ耕作とか管理に行けるような距離にあります。まだ農地をするための道具というのはそろってはいないのですけれども、耕運機については、今の土地の所有者さんから譲っていただけるということで、耕運機というのはもう準備ができるような状況になっています。

以上で事業の説明は一通りそういった形です。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。

16番。

16番委員 16番です。どうもご苦労さまです。お伺いしたいのは、農地付き空き家ということなので、定住するのが前提ということで、この〇〇さんが定住する予定ということなのですけれども、ほかの方々は、要は〇〇さんがいるところに今住んでいるところから来て一緒に農業を楽しんで、そしてまた泊まるようなところがあって、そしてまた帰るといような形になるのでしょうか。

2番申請者 はい。おっしゃる形になると思います。

16番委員 分かりました。ちょっと名簿を見させてもらった中では、〇〇や〇〇やという方も見受けられたのですが、そういう方も。

2番申請者 そうですね、たまにやはり向こうから、電車で比較的アクセスしやすい場所にはあると思うのです、新幹線で。その頻繁に来るといのは、多分難しいかもしれないのですけれども。

16番委員 では、その一緒の仲間として来れるときに来て。

2番申請者 そうですね。やはりオンラインサロン、全国各地からその一つでやっぱり情報交換する場なので、その中で私もそういった所を使用したい、利用したいとか、じゃあそこに移住するから来れば、そんな感じだと思います。

16番委員 はい、分かりました。

あと、農業の経験者という方は特に。

2番申請者 特にはいません。

16番委員 教わるような人も。農業を教わるような人もいないわけですね。

2番申請者 恐らくですけれども、今回の今の物件の所有者様、農地の所有者様も同じくなのですけれども、この方からいろいろ教わりたいという話をしております。

16番委員 なるほど。それでいろいろ少しずつ家庭菜園的にやっっていこうと。

2番申請者 そうですね、その過程で、では耕運機の方は譲るよ、と。

1 6 番委員 分かりました。草刈り機とかも所有して機械使ったりもあると思うので、危ないかもしれないので、その辺は注意してやってもらえばと思います。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。
2 番。

2 番委員 2 番です。どうもご苦労さまです。今の質問とちょっと一部かぶるところもあると思うのですが、まず〇〇さんという方が代表でこれを取りまとめていらっしゃるようなのですけれども、この方ちょっと今名簿が手元にないのですが、お幾つぐらいの方ですか。

2 番申請者 4 2 歳。

2 番委員 4 2 歳。その方が、一応このシステムは、移住して住民票を安中市に置くことに基づいて農地が、通常は 3 条で一般の方は農地を取得することはできないのですけれども、特別なルールの中で 3 条で農地が取得できるシステムなのです。先ほど移住される予定というお話でしたけれども、移住されるということによってよろしいのでしょうか。

2 番申請者 そうですね、今ある物件、空き家の物件もやはりリフォームして、しっかり住めるような状況にするというのはもう決まっているので。

2 番委員 そこまではもう計画になっているわけですね、リフォームすることまでは。

2 番申請者 そうですね、それがあがためにこの相続と、この売主の側のほうなのですけれども、それをするために相続登記ですとか建物の表題変更とかいろんなやっておかなければならない登記というのが全部の売主側でもしっかりやっていて、それなのですぐ買主側が移住してもいいようにと、準備をして許可申請に至ったという形です。

2 番委員 なるほど。あともう一つ。そうすると、この〇〇さんという方が、グループではありますけれども、個人で所有するということですか。

2 番申請者 個人で所有ではなくて。

2 番委員 登記はどのような形ですか。これ例えば見ず知らずの 8 人の共同の名義で登記した場合に、この後が非常に手続上複雑になって、何か普通の登記ではできなくなってしまう可能性が非常に高いわけです。そうすると、そういう土地はもう死んでしまうのです。

2 番申請者 8 名で、そうですね、確かに煩雑にはなるのですけれども、行く行く〇〇様に。

2 番委員 今回の登記はどのような登記をするのですか。

- 2番申請者 今回は8人の共有になります。
- 2番委員 共有ですか。
- 2番申請者 はい。
- 2番委員 そこがちょっと問題なのです。そこは〇〇さんの個人というわけにはいかないのですね。
- 2番申請者 そうです。取りあえず今回は8名でまず話し合っ、それで取りまとめは取りあえず〇〇さんで、移住もしたいというのも〇〇さんでという話でいろいろ進んだりしているわけですが、それなので取りあえず8人で名義をしたいというような形なのですよね。
- 2番委員 先ほどの質問ともかぶるのだけれども、要は移住する方にこういう特権が付随するわけなのです。だから、移住しない方には本来はこういう特権というのは附帯しないはずのルールの中で、ただ協議はできないみたいなことがあるので、暗黙でやっているような部分もあるのですけれども、基本的には移住する方に農地を3条で取得できるというのがこの農地付き空き家のシステムなものですから、本来なら〇〇さんの個人の土地で、移住するのが〇〇さんならば〇〇さんの名義にしていただくというのが流れなわけです。その辺ももう一度ちょっと相談してみてください。8名の名義にしてしまうと、さっきも言いましたけれども大変なのです、その後が。登記はいいけれども、その次の登記ができなくなってしまうので、できればその辺を少し改善するような相談ができればお願いしたいと思います。
- 以上です。
- 議長 ほかにございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ほかになければ、質疑を打ち切ります。説明ご苦労さまでした。
- 2番申請者 ありがとうございます。
- 議長 次に、議案第1号、3番の案件申請者から説明を求めます。
- 事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容について説明をお願いいたします。
- 3番申請者 今回営農をします〇〇さんです。そして、太陽光の関係の代理人であります〇〇さんです。私は行政書士の〇〇です。よろしくお願いたします。
- 3番申請者 それでは、私、代理人のほうから事業説明のほうをさせていただきます。今回の営農型太陽光発電設備を申請していき、農業等のシェアリングを計

画しております。太陽光の設備ですが、97キロの太陽光設備をやるのと同時に、下でブルーベリーを今日こちらに来ている〇〇さんのほうでブルーベリーを栽培するという事になっております。今度のブルーベリーにつきましては、最初はまだ1年目は多分収穫等はちょっと難しいかなと思いますが、2年、3年と加工しながらこの事業をやっていきたいというふうに思っています。詳細につきましては、書面のほうでお読みいただき、よろしくどうぞ審議お願いいたします。

議長 では、申請者の説明が終わりました。
質問のある方はお願いします。

16番。

16番委員 16番です。ご苦労さまです。1つ、太陽光パネルの設置した周りにフェンスをまくというのですか、設置するという事なのですけれども、土地の南西側、下のカーブというのですか、道路、道のカーブ、この図面で見るとフェンスが内側に造ってもらってあるのですけれども、ちょっとやっぱりそこ道幅も狭いですし、また交通量は少ないのですけれども、たまには大きい車も通る。

3番申請者 農業車両と。

16番委員 農業車両も通るし、この先の有名な一本桜があるので、時期になると普通の乗用車も入ってくるような道になります。それなので、この計画図のと通りのカーブのところのフェンスをお願いできればと思います。

3番申請者 その辺をちょっと丸めるように。

16番委員 そうですね。

3番申請者 通りやすくするようにさせていただきます。

16番委員 そこだけちょっとお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかにございますか。

17番委員 17番から。今、説明のほうを受けたのですけれども、今回ブルーベリーということなのですけれども、ブルーベリーについては、大変日照を好む作物なので、ちょっと日影がある程度できると、やっぱり収量がかなり落ちるのではないかと、そういう事なのですけれども、ブルーベリー自体は直植えかそれとも鉢植えか、そういったところをちょっと聞きたいのですけれども、お願いします。

3番申請者 当初は土の関係がありますので、水はけがよいかどうかをちょっとチェックしたいと思っておりますが、基本的には最後はじか植えということで計画しています。ですので、方向としますと、当初最初鉢でやる可能性もあるかも分かりま

せんが、でも最終的には1年植えてみて、それでじか植えにするということも考えてございます。

17番委員 とりあえずは試験的にやってみるということですか。

3番申請者 土の状態を多分これから土を改良といいますか、やっていくわけですがけれども、その中の水はけとか、その辺のところを見ながらやっていくということになるかなと思いますので、結論から言いますと鉢で、直接植えることができるようだったら直接植えます。そのことがちょっと困難だというふうな、少しちょっと手を加えなければいけないかなというふうに判断した場合には鉢で取りあえず一度やっておいて、その後じかに変えるというふうな計画でいます。

17番委員 分かりました。

議長 ほかにございますか。

1番。

1番委員 ご苦労さまです。先日現地をちょっと見させていただいたのですがけれども、今上は、この前もちょっと段差があって、上は田んぼになっていますよね。田んぼですよ。それで、営農型太陽光ということは、大体高さはどのくらいまで、どのくらい高さあれしたのですか。

3番申請者 営農のパネルの高さといいますと、最大が4m近く、3m30ということで、地上高が3m30です。低いところが2mぐらいです。

1番委員 段差がある中から田んぼに日影があるようなあれはないと思うのですがけれども、それならブルーベリーを作るとのことなのですかけれども、前の方の質問等で話は聞いたのですがけれども、大体苗はどのくらいのものを植える予定なのですか。

3番申請者 苗は50センチぐらいです。

1番委員 そうですか。2年か3年はかかると思いますけれどもね。

3番申請者 恐らく植えて3年ぐらいたたないとなりません。

1番委員 そうですね。

3番申請者 恐らく5年ぐらいはかかると思います。

1番委員 それで、ブルーベリーは摘むのがこれ大変ですよ。これどなたが来て、近所の人をお願いして摘むのか、あるいは〇〇ですか、〇〇から来て摘むのか。

3番申請者 私は〇〇なのですがけれども。

1番委員 〇〇からですか。大変だと思いますね。大体何株ぐらい植える予定なのですか。

3番申請者 私全部で植えるところは1町歩ぐらいあります。

- 1 番委員 ここのほかに。
- 3 番申請者 ここだけではないですけども。
- 1 番委員 ここのところは大体どのくらい植える予定なのですか。
- 3 番申請者 大体 2 m に 1 本ぐらい、この間隔ですので、すみません、本数につきましては、ちょっと算出できていません。
- 1 番委員 ブルーベリーは、シーズンになると毎日来なければ駄目ですよ。もう桑の実みたいに一週にばあっとできてしまえば、そのときに手伝えばいいのですけれども、ぼつぼつ、ぼつぼつ実ってきますから、毎日来ないと実がおっこちてしまおうとか出来過ぎるとか、そんなあれにはなると思います。大変だと思います、ブルーベリー。〇〇からあそこまで摘みに来るといって。大体 1 日やっても夏ですから、暑くてそんな長々摘めないのです。大変だと思います、ブルーベリーは。
- 3 番申請者 それを今私も〇〇の今本部のほうに、〇〇という会があるのですけれども、今安中に〇〇さんという人がいるのだけれども、その人とよく相談して、これからやるものだから、それをとにかくアルバイトを誰かを見つけて、近場の人が管理を頼むかなと、そういう頭でいます。
- 1 番委員 我々もブルーベリー、じか植えですけども、50 本ぐらいあるけれども、かみさんと 2 人で摘むのに大体半日かかります。50 本ぐらいでも。
- 3 番申請者 そうですよ。うちもやっぱり周りにも作ってあります。だけれども、鳥がすごいです。
- 1 番委員 やっぱりそこはいろいろとお願いして作っているわけでしょう。
- 3 番申請者 そうですよ。
- 1 番委員 〇〇にもそういう人いますけれども、1 キロ上げてどのぐらい時間、何時間ぐらい摘んでもらうとか、そういう方法でやっている方もいますよね。
- 3 番申請者 時間給は大体 700 か 800 円、そのくらい払ってしてもらおうと。
- 1 番委員 ああそうですか。大変ですけども頑張ってください。
- 3 番申請者 はい、ありがとうございます。
- 議 長 ほかにございますか。
- 1 4 番。
- 1 4 番委員 1 4 番です。〇〇さん、以前、〇〇の南側の妙義山の〇〇、〇〇の営農型の太陽光発電、昨年でしたか、申請されたのが。それで、半月ぐらい前に私も現地に、営農型のパネルが立ち上がったということで、確認しに行ったのです。ブ

ルーベリーを下に植える予定でしたよね、たしか。

3番申請者 ブルーベリーというのは植える時期は2月から3月なのです。

14番委員 今年秋には植えないのですか。

3番申請者 植えないです。

14番委員 では来春。

3番申請者 そう。もう苗木屋さんが決まっています、それを2月から3月に全部植える。

14番委員 ああそうなのですか。

3番申請者 それで、植えるのは2m真四角で、2m真四角に1本ぐらいにするわけなのです。

14番委員 何か秋に植えるのかなと思って。

3番申請者 いやいや、そうではないです。

14番委員 見に行ったらまだ植わっていませんでしたので、一応確認のために聞いたままで、では来春。

3番申請者 そう。全部注文はしてありますので、苗木屋さんのほうから来るので。

14番委員 ああそうですか。では、間違いなく植えるということによろしいですね。

3番申請者 はい。

14番委員 はい、分かりました。

3番申請者 私のほうで秋という言葉を出したかなというふうに思いますが、専門に聞いたらやっぱり2月だということで、すみません。

14番委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

委員 異議なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

大変ご苦労さまでした。

3番申請者 ありがとうございます。

議長 ここで、審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:56)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:59)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から3番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第2号、農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているため、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第2号、農地法第4条関係は、3番から4番の2件です。審査班で農地転用許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第2号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。
1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係は、1番から8番の8件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係は、9番から17番の9件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、18番から26番の9件及び計画変更の2番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第3号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第3号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班

の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、安中市登録空家等に附属する農地の指定申請についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和3年10月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域、安中市松井田町土塩字坊地11番3ほか5筆。下限面積1アール。以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号 安中市登録空家等に附属する農地の指定申請については原案のとおり農地の指定をすることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案のうち、1、利用権設定関係を番号1番から4番は、2番委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限規定に相当するため、番号1番から4番を案件1、番号5番から8番及び2、所有権移転関係を案件2として、2回に分けて審議いたします。

初めに、案件1を議題とします。本件は2番委員が農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これより審議の間、2番委員の退室を求めます。

（2番委員退場）

議長 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年10月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書8ページ記載の1、利用権設定関係番号1から4記載の4件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案1について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。案件1、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係1番から4番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号の1、農用地利用集積計画の承認については、1の利用権設定関係の1番から4番は原案のとおり承認することとし、市長へ送付することに決定いたしました。

ここで2番委員の入室を許可します。

(2番委員入場)

議長 それでは、次に案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年10月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書8ページ記載の1、利用権設定関係、番号5から8及び2、所有権移転関係、番号1から2記載の6件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

案件について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。案件 2、農用地利用集積計画の承認についての 1、利用権設定関係 5 番から 8 番及び 2、所有権移転関係について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 5 号、農用地利用集積計画の承認について、1、利用権設定関係 5 番から 8 番及び 2、所有権移転関係は、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。
次に、日程第 8、議案第 6 号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。
令和 3 年 10 月 25 日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
農用地利用配分計画（案）は、議案書 9 ページ記載の 1 件です。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 6 号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。
以上で議案審議は全て終了しました。
これをもちまして令和 3 年第 10 回安中市農業委員会総会を閉会します。慎重審議ありがとうございました。

時に午後 3 時 17 分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和3年10月25日

安中市農業委員会会長

1番委員

16番委員